

# 大分県報

令和三年  
第二二八号  
七月二十七日

（火曜日）

## 告示

大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正  
建築基準法による道路位置の指定

## 公安委員会告示

暴力追放運動推進センターに関する規則による大分県暴力追放運動推進センターの名称等の変更

## 公告

土地改良区の役員の就退任  
土地改良区の役員  
競争入札参加者の資格に関する公示  
一般競争入札の実施

## 告示

### 大分県告示第四百九十号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び当該港を所管する豊後高田土木事務所に備え置いて一般の供覧に供する。

令和三年七月二十七日

大分県知事 広瀬勝貞

十七 羽根港の(二)概要の表中

A-114	泊地	100	平方メートル	小型船舶用 10メートル 一隻分
-------	----	-----	--------	------------------------

を

改める。

A-114	泊地	100	平方メートル	小型船舶用 10メートル 一隻分
H-111	野積場	四、七一五	平方メートル	

に

### 大分県告示第四百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和三年七月二十七日

大分県知事 広瀬勝貞

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員 メートル	道路の延長 メートル
大土第二一五号	由布市挾間町下市字下大六三三四番五及び三三四番六	令三・七・二二	五・〇〇	二七・九二

## 公安委員会告示

### 大分県公安委員会告示第67号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、次のとおり大分県暴力追放運動推進センターから名称等の変更の届出があった。

令和3年7月27日

大分県公安委員会委員長 石田敦子

1 変更事項

(1) 名称

変更前 公益財団法人暴力追放大分県民会議

変更後 公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター

(2) 代表者の氏名

令和三年七月二十七日

大分県報（告示・公安委告示）

一

変更前 姫野 清高  
 変更後 古庄 玄知  
 (3) 暴力追放事業を行う事務所の名称  
 変更前 公益財団法人暴力追放大分県民会議  
 変更後 公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター  
 2 変更年月日  
 令和3年6月23日

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、昭和宮三土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年七月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役 名	氏 名	住 所
理 事	三代 晴康	豊後大野市清川町三玉一〇二四番地二
〃	和田 正良	〃 清川町三玉三三三番地
〃	日小田 孝一	〃 清川町六種一四〇番地一
〃	日小田 浩康	〃 清川町六種九五番地
〃	指原 孝清	〃 清川町三玉三三五番地
〃	高橋 元幸	〃 清川町三玉一一七一番地
〃	堀 幸夫	〃 清川町三玉一五〇〇番地二
監 事	河野 成人	〃 清川町三玉三六二番地
〃	吉野 俊一	〃 三重町小坂四〇二四番地四六
〃	吉野 誠治	〃 清川町三玉一一一六番地
〃	萩原 一博	大分市大道町五丁目八番一四号

（就任役員）

役 名	氏 名	住 所
理 事	日小田 勇三	豊後大野市清川町六種三七二番地
〃	日小田 浩康	〃 清川町六種九五番地
〃	深田 源士	〃 清川町三玉二八二番地
〃	黒野 修二	〃 清川町三玉三五八番地
〃	衛藤 裕之	〃 清川町三玉一二四四番地
〃	田尻 賀昭	〃 清川町三玉一〇五〇番地
〃	小野 勇治	〃 清川町砂田七四三番地
監 事	多田 真二	〃 清川町六種四一七番地
〃	吉野 誠治	〃 清川町三玉一一一六番地
〃	高山 幸一	〃 清川町宇田枝一四四〇番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、宇佐土地改良区（宇佐市）から、就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年七月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（就任役員）

役 名	氏 名	住 所
理 事	吉用 繁則	宇佐市大字葛原七一番地

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和三年七月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

車両捜査支援システム等専用電気通信回線使用契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。)又は破産者で復権を得ないもの

(二) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同条第二号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。)第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日(以下「基準日」という。)において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者(基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。)

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数(基準日までの営業年数をいう。)

(二) 営業実績(申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度(当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。)の販売実績や契約実績をいう。)

(三) 経営規模

イ 従業員数(基準日における営業に従事する者の数をいう。)

ロ 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。)

(四) 経営比率(基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。)

(五) 機械設備等(基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。)(物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者に限る。)

(六) 設備保守管理業資格保有者数(基準日における大分県内の従業員のうち資格を有するものの数をいう。)(県庁舎等維持管理業務のうち設備の点検保守に係る資格に限る。)

(七) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和三年七月二十七日から同年八月十七日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請(隔年七月に申請受付)を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

<p>(一) 二の(一)から(五)までの事由のうちれかに該当する者と判明した場合</p> <p>(二) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合</p> <p>(三) 競争等の届出又は入札参加を希望して競争等種々の全てを取り下げを届出を行った場合</p> <p>(四) 一により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加を希望する旨を通知するものとする。</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。</p> <p>令和3年7月27日</p>	<p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>ク 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和3年8月27日（金）午後5時45分までに大分県警察本部刑事部刑事企画課に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p>
<p>1 競争入札に付する事項</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>(1) 調達する物品等の種類 車両捜査支援システム等専用電気通信回線使用契約</p> <p>(2) 借入期間 令和4年3月1日から令和11年2月28日まで（84か月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 納入場所 大分県警察本部刑事部刑事企画課ほか</p>	<p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和3年7月27日から同年8月17日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p>
<p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p>	<p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部刑事部刑事企画課 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 4043</p> <p>(2) 日時 令和3年7月27日から同年9月6日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p>

<p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 提出期限 令和3年9月7日(火)午後3時30分。ただし、郵送の場合は、同月6日(月)午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館8階 聴聞室</p> <p>(2) 日時 令和3年9月7日(火)午後3時30分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合において、再度の場、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項</p>	<p>設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 4の(1)に同じ。</p> <p>(2) 交付日時 4の(2)に同じ。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他</p> <p>(1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented Date transmission services dedicated communication line of Vehicle investigation support system and others</p> <p>(2) Time limit for tender 3:30 p.m. 7 September 2021</p>
--	---

令和三年七月二十七日

大分県報（公告）

六

(3) Office

Investigative Planning Division, Oita Prefectural Police

3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502

Tel 097-536-2131